

中古住宅流通促進補助制度の見直しについて

参考資料 1

【現行】中古住宅流通促進補助制度について（概要）

【新設】中古住宅マイホーム取得補助制度について（概要）

令和 7 年 10 月 1 日より受付開始

目 的	若者や新婚、子育て世帯などの支援を行うことで、若者世帯の市外からの転入、定住、中古住宅の流通を図り、管理不良状態の空家等の発生を抑制する。
対 象 者	中古住宅を購入し居住する世帯で全世帯員が 40 歳未満または子育て（18 歳以下）世帯
対 象 物 件	昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築され、過去に居住されたことのある戸建て又は長屋住宅
補 助 金 額	住宅取得費用の 1/10 又はリフォーム費用の 1/2 ※20 万円（最大 35 万円）
加 算 内 容	・ 子育て（中学生以下）世帯： 5 万円 ・ 新婚世帯： 5 万円 ・ 親世帯が八尾市内に在住している世帯： 5 万円
実 績	令和 2 年 2 件 令和 3 年 6 件 令和 4 年 14 件 令和 5 年 9 件 令和 6 年 17 件

目 的	中古住宅の取得、若者や新婚、子育て世帯などの支援を行うことで、中古住宅の流通促進及び空家等の発生抑制とともに若年世帯の市外からの転入、定住を促進し、活気のあるまちづくりに資することを目的とする。
対 象 者	中古住宅を購入し居住する世帯で世帯員が 40 歳未満または子育て（18 歳以下）世帯 ※市内在住者可
対 象 物 件	昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築され、過去に居住されたことのある戸建て住宅
補 助 金 額	住宅取得費用の 1/10 ※30 万円（最大 100 万円）
加 算 内 容	・ 世帯全員が市外に継続して 1 年以上居住している場合： 50 万円 ・ 子育て（中学生以下）世帯又は新婚世帯： 5 万円 ・ 中学生以下の子どもが 3 人以上いる世帯： 5 万円 ・ 主たる生計者の職場が八尾市内の場合： 5 万円 ・ 空家バンク登録物件を購入した世帯： 5 万円